

港区立たかハマ保育園管理運営に関する  
基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と株式会社日本保育サービス（以下「乙」という。）は、平成30年4月1日付けで締結した「港区立たかハマ保育園管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり、協定を締結する。

原協定書第17条第2項を次のように改める。

（本施設の改修等）

第17条

2 本施設の修繕については、1件につき200万円（消費税を含む。）を超えるものについては、甲が自己の責任及び費用負担において実施するものとし、1件につき200万円（消費税を含む。）以下のものについては、乙の責任及び費用負担において実施するものとする。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号  
港区  
港区長 清家 愛 印

乙 東京都港区港南一丁目2番70号  
株式会社日本保育サービス  
代表取締役 坂井 徹 印